

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令

土地改良区等検査規程（昭和54年岩手県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（検査員及びその証票）</u></p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（検査の立会い）</p> <p>第8条 検査員は、検査を行うときは、土地改良区又は土地改良区連合に係る検査にあっては理事1人以上、法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者に係る検査にあっては代表者の立会いを得なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、その検査が土地改良区又は土地改良区連合に係るものであるときは、検査員は、<u>理事のほか</u>、監事の立会いを得るように努めなければならない。</p> <p><u>（検査員の遵守事項）</u></p> <p>第14条 検査員は、検査によって知ることのできた事項を他に漏らし、又は利用してはならない。検査員でなくなった後も、また、同様とする。</p> <p>第15条 検査員は、検査を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>	<p><u>（検査員等）</u></p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 知事は、必要があると認めるときは、検査員以外の職員に検査員の行う検査を補助させることができる。</u></p> <p>（検査の立会い）</p> <p>第8条 検査員は、検査を行うときは、土地改良区又は土地改良区連合に係る検査にあっては理事<u>その他の責任者</u>1人以上、法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者に係る検査にあっては代表者の立会いを得なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、その検査が土地改良区又は土地改良区連合に係るものであるときは、検査員は、監事の立会いを得るように努めなければならない。</p> <p><u>（検査員等の遵守事項）</u></p> <p>第14条 <u>検査員及び第7条第3項の規定に基づき検査を補助した職員（以下「補助員」という。）</u>は、検査によって知ることのできた事項を他に漏らし、又は利用してはならない。検査員<u>及び補助員</u>でなくなった後も、また、同様とする。</p> <p>第15条 <u>検査員及び補助員</u>は、検査を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）～（3） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成25年10月25日から施行する。